

# リチウム電池の規定に関する変更点 2016年4月1日より実施について

## 規定概要

リチウム電池の規定に関する変更点 2016年4月1日より実施というニュースが国際民間航空機関(ICA O)より発表されました(2月22日)

本件について、弊社確認事項をお知らせ致します

今回航空会社に確認したところ、貨物としてのリチウムイオンについてが規制対象となります。

**お客様自身で旅客機の客室内に手荷物として持ち込む場合は、対象外との事です。**

手荷物規定については下記を参照くださいませ

(重要③のとおり、最終判断は航空会社が行いますので、絶対とはいえません)

なお、参考の為、今回の規定内容をまとめますと、

・貨物として扱われる(発送をして貨物機に載せる)リチウムイオンバッテリーは、30%の充電容量にして発送

その他、概要の参考として下記文献がございます

[http://airtransport-tozai.com/pdf/Li-Bat\\_as\\_Cargo\\_2016\\_Up\\_Eff\\_01APR16JP.pdf](http://airtransport-tozai.com/pdf/Li-Bat_as_Cargo_2016_Up_Eff_01APR16JP.pdf)

<http://airtransport-tozai.com/pdf/Li-Bat-Update-II-08FEB16JP.pdf>

[http://airtransport-tozai.com/pdf/IATAs\\_Li-Bat-Update-III-23FEB16JP.pdf](http://airtransport-tozai.com/pdf/IATAs_Li-Bat-Update-III-23FEB16JP.pdf)

(IATA)

<http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Documents/lithium-battery-update.pdf>

## リチウムイオンの航空規制について (旅客機持ち込み用)

※2015年1月現在、IATA(国際民間航空輸送協会)・ICA O(国際民間航空機関)の定める国際梱包規定(スペア電池は、ショートしないように個々にビニール袋に入れ、機内持ち込みバッグの中に入れて運ぶ)

重要①: **旅客機では容量関わらずリチウムイオンバッテリーのお預けはできません**

重要②: カメラに装着したバッテリーについては、機器の一部とみなされ、上記本数のカウントから除外され、持ち運び可能

重要③: **上記規定に関わらず各航空会社が最終判断を致します**ので、事前確認お願い致します

その他、詳細については、航空会社にお問い合わせください。また、弊社ホームページにてご確認ください



### 旅客機への持ち込み可能バッテリー

100Wh以下のリチウムイオンバッテリーは持込可(バッテリー本体にはWhを記載)



### 旅客機への持ち込みは1名につき2個まで

100Whを超えて160Wh以下は、航空会社に申告すれば、

1名につき2個まで機内持ち込み手荷物の中に入れて運ぶ事ができます



### 旅客機への持ち込みは不可

160Whを超えるバッテリーについては持ち込みが不可となります

## エヌ・イー・ピー株式会社 放送機器営業部

〒102-0074

東京都千代田区九段南3-8-8 稲穂第2ビル4F

TEL:03-3263-6741

FAX:03-3265-1297

<http://www.nepinc.co.jp>

[info@nepinc.co.jp](mailto:info@nepinc.co.jp)